

平成20年4月から、

子育て支援医療費助成制度の対象が中学3年生まで拡大しました

南部町では、子育て支援の一環として、これまで町独自で「5歳から小学校就学前まで」のお子さんの通院医療費を助成してきま

したが、平成20年4月から、町独自の子育て支援医療費助成制度として、助成の対象となる年齢を拡大し、「小学1年生から中学3年生まで」のお子さんの通院医療費を助成します。

※ 鳥取県特別医療費助成制度（乳幼児）の助成の対象となる年齢は小学校就学前まで拡大されました。



■ 対象者

南部町に住所のある、小学1年生から中学3年生までの児童、生徒

■ 助成の内容

平成20年4月1日以降、児童、生徒が病気やけがで「通院」により医療を受けたとき、医療費助成金（保険診療による自己負担額から一部負担金を控除後の2分の1の額）を、保護者に支給します。ただし、他の制度により支給された場合は、差し引き助成になりません。

■ 申請方法

医療費助成金は、1ヶ月ごとの領収書を添えて申請してください。2ヶ月く3ヶ月の領収書をまとめて申請することもできます。なお、助成金の支給申請は医療を

受けた日から2年間有効です。

■ 申請に必要なもの

- ① お子さんの氏名、診療日および保険診療のわかる「領収書」
- ② お子さんの保険証
- ③ 保護者の印鑑
- ④ 保護者の口座番号のわかるもの（すでに役場で口座登録を済ませている方は不要です）

申請窓口

健康福祉課（健康管理センターすこやか）または、天萬庁舎 町民生活課

お問い合わせ先

健康福祉課
電話 66-5522

■ 助成金の計算方法

$$\text{助成金} = (\text{保険診療による自己負担額} - \text{一部負担金}) \times 1/2$$

「一部負担金」は、通院1回につき530円です。ただし、院外処方の薬代、または、同月内に同一医療機関（診療科）を通院された場合の5回目以降については「一部負担金」は0円です。

- ※ 平成20年4月1日以降に受診した医療費が対象になります
- ※ 入院は対象外です